

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

(農業支援課)

一

○埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(住宅課)

四

○埼玉県教育委員会の保有する個人情報保護等に関する規則の一部を改正する規則

(教委・総務課)

一七

告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

(中央創造)

一七

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

(西部創造)

一八

○特定非営利活動法人の設立に係る公告

(西部創造)

一八

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

(西部創造東松山支所)

一八

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告

(西部創造東松山支所)

一八

○電子計算機賃借に関する落札者等の公示
(システム調整室)

一九

○電子計算機操作等業務に関する落札者等の公示

(農業振興地域の区域の変更)

一九

○農業振興地域の区域の変更

(農政策課)

一九

○新堀土地改良区の役員退任届

(春日部農林)

二〇

○測量法に基づく公共測量の実施

(用地課)

二〇

○測量法に基づく基本測量の実施

(測量法に基づく公共測量の終了)

二〇

○測量法に基づく公共測量の終了

(開発行為に関する工事の完了公告)

二〇

○開発行為に関する工事の完了公告

(建築指導課)

二二

○県立深谷商業高等学校外三校コンピュータ教室用機器等貸借

に関する落札者等の公示

二二

○県立深谷商業高等学校外三校コンピュータ教室用機器等貸借

に関する落札者等の公示

二二

○放置車両確認事務委託契約にお

ける一般競争入札の公告

二二

ける一般競争入札の公告

(会計課)

二二

○WTO政府調達協定に基づく一般競争入札公告(入札企画室)

(建築協定(全員協定))

二四

○WTO政府調達協定に基づく一般競争入札公告(入札企画室)

(朝霞県土)

二九

○開発行為に関する工事の完了公告

(東松山県土)

二九

○開発行為に関する工事の完了公告

(東松山県土)

二九

○開発行為に関する工事の完了公告

(東松山県土)

二九

○県道深谷嵐山線の区域の変更

(東松山県土)

三〇

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

(本庄県土)

三二

○建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し

(朝霞県土)

三二

○開発行為に関する工事の完了公告

(行田県土)

三二

○灯油の購入に関する一般競争入札公告

(経営管理課)

三二

規則

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十一号

埼玉県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県農業大学校管理規則(平成十五年埼玉県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 畜産コース

第二条に次の一号を加える。

五 実践コース

第三条第一項の表を次のように改める。

第四条の表中

特産コース	酪農コース	花植木コース
きのこ 茶 果樹 養豚	酪農	鉢物 切花 植木造園

高度技術科	基本技術科					科名
	実践コース	特産コース	畜産コース	花植木コース	野菜コース	コース
	一年	二年	二年	二年	二年	修業期間
	五人	二十五人	三人	七人	十五人	三十人
						学生の定員（二学年）

を

実践コース	特産コース	畜産コース	花植木コース
きのこ 茶 果樹 養豚	きのこ 茶 果樹	養豚 酪農	花き 植木造園

に改める。

第十五条第一項中「二年課程」を「実践コース」に、「二年課程（以下「二年課程」を「野菜コース、花植木コース、畜産コース又は特産コース（以下「野菜コース等」に改める。
 第十六条第一項中「二年課程」を「野菜コース等」に、「二年課程」を「実践コース」に改める。
 第十八条第二項を削る。

別表第一号イの表中「二年課程」を「野菜コース等」に、

野菜コース、花植 コース、特産コ （果樹・茶・きの 共通	酪農コース、特産 コース（養豚）共通
---------------------------------------	-----------------------

七四〇時間

を

畜産コース	
養豚	酪農
養豚各論 卒業論文 養豚実習	酪農各論 卒業論文 酪農実習
六〇単位	六〇単位
一、	一、

一、七八五時間

に、

酪農コース	
酪農	酪農各論 卒業論文 酪農実習
六〇単位	一、

三単位	三単位
一、七八五時間	一、七八五時間

を

花き	花き各論 卒業論文 花き実習
六三単位	

コ	コス木 (こ)
を	
畜産コース	野菜コース、花植木 コース、特産コース

に、

切花	鉢物
切花各論 卒業論文 切花実習	鉢物各論 卒業論文 鉢物実習
六	六

に改め、同号口の表を次のように改める。
口 実践コース

五時間	〇時間
-----	-----

を

果樹	果樹各論 卒業論文 果樹実習
六三単位	一、七八五時間

七四〇時間	七四〇時間
-------	-------

に、

果樹	養豚
果樹各論 卒業論文 果樹実習	養豚各論 卒業論文 養豚実習
六三単位	六〇単位
一、七八	一、七四

共通教科		区分	教科	単位	授業時間
豚	酪農、養				
習	術 農業経営 食品		習	術 農業経営 食品	農業政策 農業基礎技
八単位	農業政策 農業基礎技			農業政策 農業基礎技	五単位
一二〇時間	農業経営 食品			農業経営 食品	七五時間
	農業基礎技			農業基礎技	

様式第一号(一)中「2年課程」を「野菜コース等」に、「氏名」

専 門 教 科								
専 攻 別 教 科								
きのこ	茶	果樹	養豚	酪農	植木造園	花き	水田複合	野菜
きのこ各論 きのこ実習	茶各論 茶実習	果樹各論 果樹実習	養豚各論 養豚実習	酪農各論 酪農実習	植木造園各論 植木造園実習	花き各論 花き実習	水田複合各論 水田複合実習	野菜各論 野菜実習
三一単位	三一単位	三一単位	二八単位	二八単位	三一単位	三一単位	三一単位	三一単位
八二五時間	八二五時間	八二五時間	七八〇時間	七八〇時間	八二五時間	八二五時間	八二五時間	八二五時間

様式第一号(一)中「1年課程」を「実践コース」に、「氏名」を「氏名(自署又は記名押印)」に改める。

④を「氏名(自署又は記名押印)」に改める。
 第1志望 コース 専攻 「入学希望」
 第2志望 コース 専攻 「入学希望」

様式第一号(三)中「氏名」を「氏名(自署又は記名押印)」に改める。
 様式第八号(一)中「2年課程」を削る。

様式第八号(二)中「基本技術科」を「基本技術科実践コース」に改める。
 コース一年課程

附 則

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第一号(一)から様式第一号(二)までの改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正後の埼玉県農業大学校管理規則の規定は、平成二十年四月一日以後に埼玉県農業大学校の担い手養成部に入学する者について適用し、平成二十年三月三十一日において埼玉県農業大学校の担い手養成部に在籍する者については、なお従前の例による。

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年八月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第七十二号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条第二項」を「第八条」に改め、同条第二項第二号中「第七条第二号」を削る。

第五条第一項第四号中「含む。」の下に「又は公営住宅法(昭和二十六年法律第

百九十三号)第三十条第二項に規定する公共賃貸住宅の家賃若しくは損害賠償金を加え、同条第二項第一号中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一号」に改め、同項第二号中「第十一条第一項第四号イ」を「第十一条第四号イ」に改め、同項第三号中「第十一条第一項第四号ロ」を「第十一条第四号ロ」に改め、同項第四号中「第十一条第一項第四号ハ」を「第十一条第四号ハ」に改め、同項第五号中「第十一条第一項第四号ニ」を「第十一条第四号ニ」に改め、同項第六号中「第十一条第一項第五号」を「第十一条第五号」に改め、同項第七号中「第七条各号」を「第十一条第六号及び第七号並びに次条各号」に改める。

第六条を削る。

第七条中「第十一条第一項第六号」を「第十一条第八号」に改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「独立行政法人都市再生機構又は」を「特別県営住宅(埼玉県特別県営住宅条例(昭和四十二年埼玉県条例第二十四号)第二条第一号に規定する特別県営住宅をいう。第五号において同じ。)、特定公共賃貸住宅(埼玉県特定公共賃貸住宅条例(平成六年埼玉県条例第二十九号)第二条第一号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。又は独立行政法人都市再生機構若しくは)」に、「当該賃貸住宅」を「当該住宅」に改め、同条同条第三号とし、同条中第五号を削り、第六号を第四号とし、同条第七号中「日前」の下に「二年間」を加え、「その直前の入居の申込みを含め連続して五回」を「四回」に改め、「埼玉県特別県営住宅条例(昭和四十二年埼玉県条例第二十四号)第二条第一号に規定する」を削り、同条を同条第五号とし、同条中第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(入居の承認等)

第七条 条例第十三条第一項の承認(第十四条の三において「入居承認」という。)は、様式第五号の県営住宅入居承認書(条例第十六条の二第二項の規定により当該承認の効力に有効期間を付された者(以下「期限付入居権利者」という。)にあつては、様式第五号の二の県営住宅期限付入居承認書)を交付して行うものとする。

2 条例第十三条第一項ただし書のやむを得ない事情として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 条例第五条第一号又は第二号に該当する事由があること。
- 二 前条第六号又は第七号に該当すること。

3 条例第十三条第一項第一号の請け書の様式は、様式第六号(期限付入居権利者に係る請け書の様式にあつては、様式第六号の二)のとおりとする。

4 条例第十三条第一項第一号の規則で定める書類は、同号の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)の印鑑証明書及び源泉徴収票、所得証明書その他収入の額を証する書類とする。

第八条から第十条までを次のように改める。

第八条及び第九条 削除

(連帯保証人を立てられない場合等の手続)

第十条 条例第十三条第二項の申出は、様式第七号の連帯保証人を立てられない旨等の申出書に次の各号に掲げる申出の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。

一 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十三条第一項の規定による住宅扶助を受給している者に係る申出 当該受給の事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

二 前号に掲げる者以外の者に係る申出 家賃等を納付することができる事実を証する書類で知事が必要と認めるもの

第十一条の見出しを「(入居完了届等)」に改め、同条中「第八条第一項の承認を受けた者(以下「入居権利者」という。))は、県営住宅に入居を完了したとき」を「第十三条第六項の規定による届出」に、「七日」を「十日」に、「知事に提出しなければ」を「に転入又は転居の後の住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2 前項の県営住宅連帯保証人変更承認申請書には、新たに連帯保証人としようとする者の印鑑証明書及び源泉徴収票、所得証明書その他収入の額を証する書類を添付しなければならない。

第十四条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第十四条の二を次のように改める。

(入居承認に係る期間等)

第十四条の二 条例第十六条の二第二項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 条例第十三条第一項に規定する入居申込者(以下この項及び次条において「入居申込者」という。)が、次のいずれかに該当する場合 同項に規定する

入居可能日(以下この項において「入居可能日」という。)から起算して一年間

イ 条例第十一条第一号に掲げる者(条例第五条第一号又は第二号に係る者に限る。)

ロ 次項に規定する者

二 入居申込者が、条例第十一条第六号又は第七号に掲げる者に該当する場合
入居可能日から起算して十年間

三 条例第十六条の二第二項第二号に掲げる場合 入居可能日から起算して当該県営住宅の建替え等の予定を勘案して十年の範囲内で知事が定める日までの期間

四 条例第十六条の二第一項第三号に掲げる場合 当該有効期間

2 条例第十六条の二第二項第一号の入居申込者のうち規則で定めるものは、第六号第六号又は第七号に該当する者とする。

第十四条の三第一項中「期限付入居承認」を「条例第十六条の二第一項に規定する有効期間(以下「入居承認有効期間」という。)を付した入居承認(以下「期限付入居承認」という。)」に、「入居予定者及び条例第五条第七号又は第八号の規定により公募によらない入居申込みをした者(次項において「入居予定者等」という。)」を「入居申込者」に改め、同条第二項を削る。

第十四条の四の見出し中「有効期間」を「入居承認有効期間」に改め、同条中「ときは、有効期間」を「場合(入居承認有効期間が一年未満の場合を除く。)」は、入居承認有効期間」に、「県営住宅有効期間満了通知書により、有効期間」を「県営住宅入居承認有効期間満了通知書により、入居承認有効期間」に改める。

第十四条の五の見出し中「有効期間」を「入居承認有効期間」に改め、同条中「第四十三条第一項各号」を「第四十三条第四項各号」に、「有効期間が満了する日において同居して扶養している者がその日の属する年の四月一日において十七歳未満であること」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十四条の二第一項第一号に該当する者として入居した者 次のいずれかに該当すること。

イ 入居権利者の病気その他知事がやむを得ないと認める事情(以下この条及び次条において「病気等の事情」という。)が存すること。

ロ 第十四条の二第二項第一号に該当したことにより住宅に困窮する事情が解

消していないこと。

二 第十四条の二第二項第二号に該当する者として入居した者 次のいずれかに該当すること。

イ 病気等の事情が存すること。

ロ 条例第十一条第六号又は第七号に掲げる者に該当すること。

三 第十四条の二第二項第三号に該当する者として入居した者 病気等の事情が存すること。

第十四条の六を次のように改める。

(入居承認有効期間の延長に係る期間)

第十四条の六 条例第十六条の二第三項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 前条第一号に該当する者 次のイ又はロに掲げる事情に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ 病気等の事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 病気等の事情が解消するまでに必要な期間(以下この条において「療養等に要する期間」という。)

(2) 入居承認有効期間が満了する日の翌日(以下この条において「起算日」という。)から起算して一年間

ロ 前条第一号ロに掲げる事情 起算日から起算して一年間

二 前条第二号に該当する者 次のイ又はロに掲げる事情に応じ、当該イ又はロに定める期間

イ 病気等の事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 療養等に要する期間

(2) 起算日から起算して五年間

(3) 起算日から当該県営住宅の建替え等の予定を勘案して知事が定める日までの期間

ロ 前条第二号ロに掲げる事情 次のうちいずれか短い期間

(1) 起算日から起算して五年間

(2) 起算日から当該県営住宅の建替え等の予定を勘案して知事が定める日までの期間

(3) 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める期間

(一) 条例第十一条第六号に該当する者 同居して扶養する者であつて起算

日において十八歳未満のものすべてが十八歳に達する日以後の最初の三月末日までの期間

(二) 条例第十一条第七号に該当する者 入居権利者又は配偶者のいずれかが四十歳になる日の前日までの期間

三 前条第三号に該当する者 次のイからハまでに掲げる期間のうちいずれか短い期間

イ 療養等に要する期間

ロ 起算日から起算して五年間

ハ 起算日から当該県営住宅の建替え等の予定を勘案して知事が定める日までの期間

第十四条の七の見出し中「有効期間」を「入居承認有効期間」に改め、同条第一項中「有効期間の」を「入居承認有効期間の」に、「有効期間が」を「入居承認有効期間が」に、「県営住宅有効期間延長申請書」を「県営住宅入居承認有効期間延長申請書」に改め、同項第二号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 第五条第一項第二号及び第四号に掲げる書類

三 様式第十四号の六の二の県営住宅連帯保証人に関する報告書及び第七条第四項に規定する書類

第十四条の七第二項中「有効期間を」を「入居承認有効期間を」に、「県営住宅の有効期間の延長に関する説明書」を「県営住宅の入居承認有効期間の延長に関する説明書」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「有効期間を」を「入居承認有効期間を」に、「県営住宅有効期間延長通知書」を「県営住宅入居承認有効期間延長通知書」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条第一項第二号中「第六条第二号イ」を「第六条第一項第二号イ」に改める。

第二十四条を次のように改める。

(高所得者等の明渡し期限延長の申出)

第二十四条 条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項において準用する条例第二十九条の二第五項の申出は、様式第二十八号の県営住宅明渡し期限延長申出書に当該入居権利者及び同居者に係る住民票の写しその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。

2 知事は、条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項において準用する条

例第二十九条の二第五項の規定により明渡しの期限を延長しようとするときは、当該申出をした者に対し、様式第二十八号の二の県営住宅の明渡し期限の延長に関する説明書を交付するものとする。

3 知事は、条例第三十五条第二項又は条例第四十三条第五項において準用する条例第二十九条の二第五項の規定により明渡しの期限を延長したときは、当該申出をした者に対し、様式第二十八号の三の県営住宅明渡し期限延長通知書を交付するものとする。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(明渡し請求に係る違反)

第二十四条の二 条例第四十三条第四項第十二号イの条例第二十五条第一項に規定する義務を怠る事実として規則で定めるものは、県営住宅又は共同施設における次に掲げるものとする。

一 県営住宅若しくは共同施設を毀損させ、悪臭を発散させ、若しくは蚊、はえその他の害虫を発生させ、又は公衆衛生に害を及ぼすおそれを生じさせる程度にこれらの清潔の保持を怠ること。

二 火気を使用した後防火上必要な措置を講じないこと。

三 前二号に掲げる事実に準ずるものとして知事が認めるもの

2 条例第四十三条第四項第十二号ロの条例第二十五条第二項の規定に違反する行為として規則で定めるものは、県営住宅又は共同施設における次に掲げるものとする。

一 県営住宅又は共同施設を故意に毀損すること。

二 共同施設において土石の採取その他の土地の形質を変更すること。

三 知事の許可を得ずに工作物その他の物件若しくは施設を設けること又は共同施設に物品を集積して当該共同施設を占用すること。

四 避難上必要な施設について、避難の支障になる物件を放置し、又はみだりに存置していること。

五 指示された場所以外では紙、はり札その他の広告物を表示すること。

六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

七 県営住宅若しくは共同施設を毀損させ、悪臭を発散させ、若しくは蚊、はえその他の害虫を発生させ、又は公衆衛生に害を及ぼすおそれを生じさせる程度に当該県営住宅に多量の物品を集積すること。

八 入居者、同居者その他の関係者を威迫し、これらの者に不安又は迷惑を覚え

様式第一号(第2条関係)

埼玉県知事 埼玉県住宅供給公社の理事長 (市町村の長・埼玉県住宅供給公社の理事長) 様 県営住宅入居申込書 受付番号

〒 年 月 日 県営住宅への入居の承認を受けたので、埼玉県県営住宅条例第8条の規定により次のとおり申し込みます。

申込者

Application form for public housing with fields for applicant details, family information, and housing preferences.

備考 1 欄は記入しないこと。 2 車身での申込みの場合も本人欄に記入すること。 3 募集案内の記入例を参照して記入すること。

様式第三号中「第8条第2項」や「第8条」及び

- 1 同居者の人数が増減があつたため。
- 2 同居者又は同居者が加齢、病气等によつて日常生活に身
- 3 づつたため。

あつたため。
入居者又は同居者が加齢、病气等によつて日常生活に身づつたため。

や

- 1 同居者の人数が増減があつたため。
- 2 同居者又は同居者が加齢、病气等によつて日常生活に身づつたため。
- 3 その他（ ）

等によつて日常生活に身づつたため。

に添ふ。°

様式第三号中「第8条第2項」や「第8条」に添ふ。
様式第四号中「くじ引き番号」や「くじ引き番号」に添ふ。
様式第五号及び様式第五号の二を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

県営住宅入居承認書

第 年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)



あなたが 年 月 日付けで申込みをした県営住宅への入居については、
埼玉県県営住宅条例第13条第1項の規定により、下記のとおり承認します。

記

- 1 所在地
- 2 県営住宅の名称及び住宅番号 住宅 号棟 号室
- 3 県営 入居可能日 年 月 日
- 4 家賃 円
- 5 月額 (県営住宅の家賃は、埼玉県県営住宅条例第17条第1項の規定により、毎年度、あなたの収入及び県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ定めます。)
- 6 同居することができる者 円 (家賃の3か月分)

続 柄	氏 名	生 年 月 日

注意 上記の入居可能日から15日以内に入居を完了すること。

様式第5号の2(第7条関係)

県営住宅期限付入居承認書

第 年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長) 印

あなたが 年 月 日付けで申込みをした県営住宅への入居については、
埼玉県県営住宅条例第13条第1項の規定により、下記のとおり承認します。
記

- 1 所在地
- 2 県営住宅の名称及び住宅番号 住宅 号棟 号室
- 3 県営 入居可能日 年 月 日
- 4 入居承認有効期間 年 月 日まで
- 5 家賃 円
- 6 家賃月額 (県営住宅の家賃は、埼玉県県営住宅条例第17条第1項の規定により、毎年度、あなたの収入及び県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じて定めます。) 円 (家賃の3か月分)
- 7 同居することができる者

続柄	氏名	生年月日

注意 上記の入居可能日から15日以内に入居を完了すること。

様式第5号の2「第9条」や「第7条」及び「1 年 月 日付け
第 号で次の県営住宅の入居(入居権利者の地位の承継)の承認を受けたので、
お請けします」や「1 県営住宅の入居(入居権利者の地位の承継)の承認を受け
たい(受けた)ので、提出します」及び「円 ただし」や「円。ただし」及び「
回線料(裏面)を次のように定める」。

(裏面)

別記

- 1 入居者は、家賃を毎月末日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までに納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の承認を受けます。
 - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
 - (2) 名義人が死亡又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
 - (3) 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - (4) 住宅の様様替え等をしようとするとき。
 - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)に届け出ます。
 - (1) 同居者に異動があつたとき。
 - (2) 住宅を15日以上使用しないとき。
 - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 5 入居者は、埼玉県営住宅条例第35条第1項又は第43条第1項若しくは第4項の規定により明渡しの請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。
(明渡し請求を受けることとなる事例)
 - (1) 不正な行為により入居したとき。
 - (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
 - (4) 埼玉県営住宅条例に基づき、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)から高額所得者と認定されたとき。
 - (5) 正当な理由がないのに15日以上住宅を使用しなかつたとき。
 - (6) 他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (7) その他埼玉県営住宅条例又は当該条例に基づく知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の指示に違反したとき。
 - (8) 県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 6 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
- 7 連帯保証人は、次の場合には、入居者と連帯して債務を負担します。
 - (1) 入居者が、家賃を滞納したとき。
 - (2) 入居者が、住宅の明渡しに際し、修繕費用を支払わなかつたとき。
 - (3) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

様式第六号の二中「第9条」や「第7条」の「1」年 月 日付け
第 号で次の県営住宅の入居(入居権利者の地位の承継)の承認を受けたの
で、お請けします」や「1 県営住宅の入居(入居権利者の地位の承継)の承認
を受けたい(受けた)ので、提出します」の「から8」や「から7」の「円
ただし」や「円。ただし」の「日まで」や「日まで。ただし、入居承認有効期間
の延長があつたときは、延長後の期間の末日まで」の「日」を「日」を「日」
のよう改める。

(裏面)

別記

- 1 入居者は、家賃を毎月末日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までに納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居承認の有効期間が満了する日までに、必ず住宅を明け渡します。
- 4 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の承認を受けます。
 - (1) 入居の際に同居した親族以外の人を同居させるとき。
 - (2) 名義人が死亡又は退去した後、残された親族が引き続き住宅に住もうとするとき。
 - (3) 連帯保証人を変更しようとするとき。
 - (4) 住宅の様態替え等をしようとするとき。
 - (5) 住宅の一部を住宅以外の目的に使用するとき。
- 5 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)に届け出ます。
 - (1) 同居者に異動があつたとき。
 - (2) 住宅を15日以上使用しないとき。
 - (3) 住宅を明け渡そうとするとき。
- 6 入居者は、埼玉県営住宅条例第35条第1項又は第43条第1項若しくは第4項の規定により明渡しの請求を受けたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、住宅を明け渡します。
 - (明渡し請求を受けることとなる事例)
 - (1) 不正な行為により入居したとき。
 - (2) 家賃を3か月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅や共同施設を故意に壊したとき。
 - (4) 埼玉県営住宅条例に基づき、知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)から高額所得者と認定されたとき。
 - (5) 正当な理由がないのに15日以上住宅を使用しなかつたとき。
 - (6) 他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
 - (7) その他埼玉県営住宅条例又は当該条例に基づく知事(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)の指示に違反したとき。
 - (8) 県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- 7 入居者は、正当な事由なしに無断で家財道具等を放置して住宅を退去したときは、家財道具等を処分されても異議ありません。
- 8 連帯保証人は、次の場合には、入居者と連帯して債務を負担します。
 - (1) 入居者が、家賃を滞納したとき。
 - (2) 入居者が、住宅の明渡しに際し、修繕費用を支払わなかつたとき。
 - (3) その他入居者の行為に基づき県に損害を与えたとき。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号(第10条関係)

連帯保証人を立てられない旨等の申出書

年 月 日

埼玉県知事

様

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

住所
氏名

県営住宅に入居するに当たり、連帯保証人の連署が得られない
埼玉県営住宅条例第13条第1項第1号の規則ので申し出ます。

様式第七号の二を削る。
 様式第八号中「埼玉県県営住宅条例施行規則第11条」を「埼玉県県営住宅条例第13条第6項」に改める。
 様式第十四号の三から様式第十四号の五までを次のように改める。

様式第14号の3(第14条の3関係)

県営住宅の期限付入居承認に関する説明書

第 年 月 日
 第 年 月 日

様

埼玉県知事
 (市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)



あなたが 年 月 日付けで申込みをした県営住宅の入居について、下記のとおり説明します。

記

- 1 入居を希望する県営住宅
- (1) 県営住宅の名称 県営
- (2) 間取り
- 2 説明事項

住宅

(1) あなたに対して入居承認がなされた場合、その入居承認有効期間は、埼玉県県営住宅条例第13条第1項の規定により通知する入居可能日から 年 月 日まで となり、

(2) この入居承認は、入居承認有効期間が延長された場合を除き、入居承認有効期間の満了によつてその効力を失いますので、必ず、入居承認有効期間が満了する日までに1の県営住宅を明け渡さなければなりません。

上記説明事項については承知しました。

住所
 氏名



様式第14号の4 削除

様式第14号の5 (第14条の4関係)

県営住宅入居承認有効期間満了通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)



埼玉県県営住宅条例施行規則第14条の4の規定により、次のとおり通知します。
年 月 日付け 第 号で入居承認した下記の県営住宅に
ついては、年 月 日で入居承認有効期間が満了し、その効力を失いま
す。

入居承認有効期間が満了する日までに県営住宅を明け渡してください。

記

県営住宅の名称及び住宅番号
県営 住宅 号棟 号室

様式第14号の6の2 「県営住宅有効期間延長申請書」や「県営住宅入居承認有効
期間延長申請書」及び「期限付入居承認の有効期間」や「入居承認有効期間」及び
「入居承認の有効期間及び」や「入居承認有効期間及び」及び「1 入居承認の有
効期間」や「1 入居承認有効期間」及び「同様式の次に次の様式を加える。」

様式第14号の6の2 (第14条の7関係)

県営住宅連帯保証人に関する報告書

年 月 日

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

様

県営住宅の名称 県営 住宅
住宅番号 号棟 号室
氏 名

埼玉県県営住宅条例第16条の2第3項の規定に基づく入居承認有効期間の延長手
続をしたいので、連帯保証人について下記のとおり報告します。

記

フリガナ		登録 印鑑
氏名	(郵便番号)	
住所		
自宅電話番号		
入居権利者との関係		
勤務先名称		
勤務先電話番号		

- 備考 1 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。
2 連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書等を添付すること。

様式第十四号の七及び様式第十四号の八を次のように改める。

様式第14号の7(第14条の7関係)

県営住宅の入居承認有効期間の延長に関する説明書

第 年 月 日

様

埼玉県知事

(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長)

印

あなたが 年 月 日付けで申請をした県営住宅入居承認有効期間の延長について、下記のとおり説明します。

記

- 1 入居承認有効期間の延長を希望する県営住宅の名称及び住宅番号
 県営 住宅 号棟 号室

2 説明事項

- (1) あなたに対して県営住宅の入居承認有効期間が延長された場合、その入居承認有効期間は、現に受けている入居承認有効期間が満了する日の翌日から、

年 月 日まで
 年間 } となります。

- (2) この入居承認は、更に入居承認有効期間が延長された場合を除き、入居承認有効期間の満了によつてその効力を失いますので、必ず、入居承認有効期間が満了する日までに1の県営住宅を明け渡さなければなりません。

上記説明事項については承知しました。

住所

氏名

印

様式第14号の8 削除

様式第十四号の九中「県営住宅有効期間延長通知書」を「県営住宅入居承認有効期間延長通知書」とし、「期限付入居承認の有効期間」を「入居承認有効期間」とし、「2 入居承認の有効期間」を「2 入居承認有効期間」とする。

様式第二十七号中「同条第2項」の次に「において準用する同条例第29条の2第4項」を加える。

様式第二十八号中「第24条の1」を「第24条第1項の1」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第28号の2(第24条関係)

県営住宅の明渡し期限の延長に関する説明書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長) [印]

あなたが 年 月 日付けで申し出た県営住宅の明渡し期限の延長について、下記のとおり説明します。

記

- 1 明渡し期限の延長を希望する県営住宅の名称及び住宅番号
県営 住宅 号棟 号室
- 2 説明事項
 - (1) あなたに対して明渡し期限の延長がなされた場合、その期限は、埼玉県県営住宅条例(第35条第2項(第43条第5項)において準用する同条例第29条の2第5項の規定により、 年 月 日までとなります。
 - (2) 必ず、その期限までに1の県営住宅を明け渡さなければなりません。

上記説明事項については承知しました。

住所
氏名

[印]

様式第28号の3(第24条関係)

県営住宅明渡し期限延長通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事
(市町村の長又は埼玉県住宅供給公社の理事長) [印]

あなたが 年 月 日付けで申し出た県営住宅の明渡し期限の延長については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1 明渡し期限を延長する県営住宅の名称及び住宅番号
県営 住宅 号棟 号室
- 2 明渡し期限 年 月 日
(この日までに県営住宅を明け渡していただきます。)

附則
この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月十日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

埼玉県教育委員会規則第三十三号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
別表埼玉県公立高等学校入学者選抜(第二次募集)の項の次に次のように加える。

埼玉県立伊奈学園中学校入学者選考	作文の得点	別途通知により指定する期間	埼玉県立伊奈学園中学校
------------------	-------	---------------	-------------

別表さわやか相談員採用選考試験の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千二百四十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十日
埼玉県知事 上田清司

申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年八月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアタツ

三 代表者の氏名
松浦 龍自

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市元郷一丁目一〇番一

五 エリール一〇一号

五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者が地域で生活するためのさまざまな障壁に関する調査・研究、並びに相談・援助を通じて、健常者・高齢者・障害者とともに生活しているというあたりまえの地域社会の創造を目指す。

埼玉県告示第千二百四十九号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

埼玉県告示第千二百五十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において

申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年八月一日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人文化センター・アリラン

三 代表者の氏名
林 載玉

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市仲町一〇番三二号

五 定款に記載された目的
この法人は、多くの人々に対し、朝鮮民族の歴史と文化を紹介し、日本と韓国・朝鮮の相互理解を深めるとともに地域文化の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において

申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

準用する同法第十条第二項の規定により
公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年八月三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あさひスポーツ

・文化クラブ

三 代表者の氏名

河井 宏暢

四 主たる事務所の所在地

埼玉県北本市朝日二丁目二三八番地

五 ワコレRG北本スポーツクラブ内

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の乳幼児から老人、障害の有無に関わらずすべての地域住民に対し、スポーツや文化活動を通して、健康、福祉、子育て支援ならびに地域交流と振興、育成に関する事業を行い、地域の方々の健康増進をはかり、市民生活の向上に寄与することを目的

とする。

埼玉県告示第千二百五十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本バレエアカ

デミーバレエ団

三 代表者の氏名

久保 馨

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市岩岡町二百八十一番地

十一 定款に記載された目的

この法人は、我が国における、古典とコンテンポラリーの薫り高き芸術の創造活動を通じてバレエ芸術の普及につとめ、幅広く国内の希望者を募り芸術作品を創造すると共に、明日を担う舞踊手、振付家の育成と援助を行い、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成十九年八月一日

二 申請のあった年月日

平成十九年八月十日

三 申請のあった年月日

平成十九年八月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東方芸術文化交流協会

三 代表者の氏名

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市朝日北二丁目十八番地

十七吉田マンション二百一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、日本とアジア諸国との交流及び国際協力に関する事業を行い、とりわけ、中国、内モンゴルを中心としたモンゴル民族の伝統音楽、伝統芸術と文化の紹介を通じ、アジア諸地域の人々の相互理解、相互友好関係の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地

域創造センター東松山支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人G I D media

三 代表者の氏名

渡邊 圭

四 主たる事務所の所在地

埼玉県東松山市御茶山町二十番地一

六

五 定款に記載された目的

この法人は、性同一性障害を抱えて生きる人々が、自然に社会に共存できる環境づくりを目指し、当事者同士のネットワークづくりや、社会に性同一性障害及びセクシュアル・マイノリティに関する、正確な知識と情報を普及することを通じて、性同一性障害に由来する不当な人権侵害、不利益、差別、偏見の解消を図る事業を行う。そして、性同一性障害を抱える人々が安心して生活できる社会、また、多くの人々がセクシュアリティについて、豊かな価値観を共有できる社会の実現に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千二百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

電子計算機賃借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部システム調整室大型電子計算機担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

電子計算機操作等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部システム調整室大型電子計算機担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成19年7月12日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌアイズ 千葉県香取市玉造3丁目1番5号

5 落札金額

73,710,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成19年6月1日

埼玉県告示第千二百五十六号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、さいたま農業振興地域及び岩槻農業振興地域については、さいたま農業振興地域として統合し、別図のとおり変更する。

なお、関係図面は、埼玉県農林部農業政策課及び埼玉県さいたま農林振興センターにおいて縦覧に供する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上田清司

平成19年7月19日

4 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2丁目15番12号

5 落札金額

1,223,145,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

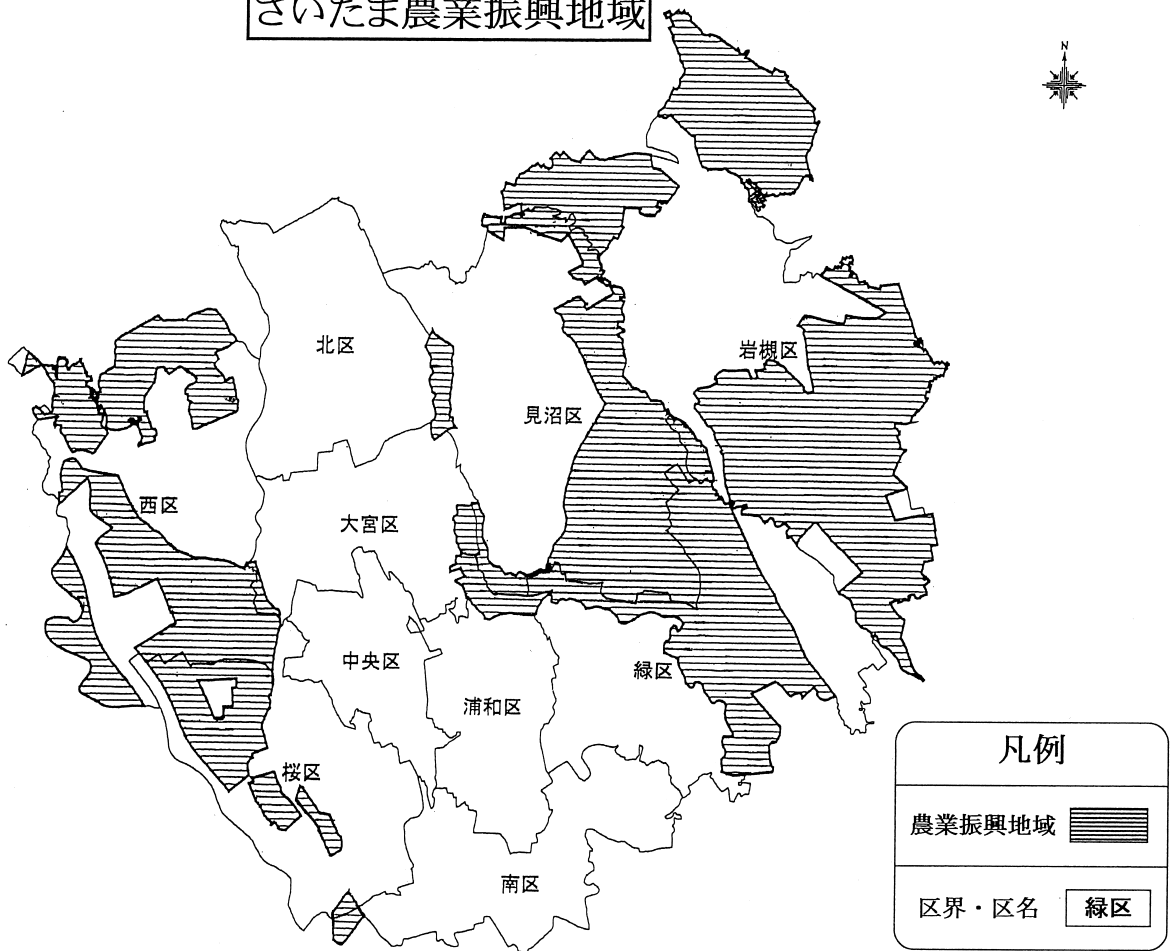
平成19年6月8日

埼玉県告示第千二百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定

さいたま農業振興地域

別図



埼玉県告示第千二百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、新堀土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成十九年八月十日

職名	氏名	住所
理事	栗原利夫	蓮田市大字黒浜一九二二

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百五十八号

測量計画機関の長である草加市長木下博信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 作業種類
公共測量(地区界測量)
- 二 作業期間
平成十九年七月三十一日から平成十九年十一月三十日まで
- 三 作業地域
草加市新田駅西口地区

埼玉県告示第千二百五十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり

り基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上田清司

- 一 作業種類
基本測量(精密地形調査)
- 二 作業期間
平成十九年八月七日から平成二十年三月三十一日まで
- 三 作業地域
さいたま市、川口市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、三郷市、吉川市及び北葛飾郡松伏町

埼玉県告示第千二百六十号

公共測量(出来形確認測量原図作成)が、平成十九年五月三十一日に終了した

旨、測量計画機関の長である深谷市長新井家光から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千二百六十一号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

平成十九年五月二十一日

指令行整第一九〇〇四〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月三日第五十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字戸崎字下四一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字上高柳七五八一

一

有限会社 東晶ラント

代表取締役 増渕 潔

埼玉県告示第千二百六十二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

平成十九年七月二十四日

指令杉整第一九〇〇三九一号

二 検査済証番号

平成十九年八月六日第五十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字倉松字雷電五九〇、五九一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字並塚五五八番地

一

有限会社 ファミリーハウジング

代表取締役 芳賀 良昭

埼玉県告示第千二百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 購入等件名及び数量

県立深谷商業高等学校外3校コンピュータ教室用機器等貸借 一式

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校IT推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

平成19年7月3日

落札者の氏名及び住所

NTTフレイナンス株式会社 東京

都港区芝浦1丁目2番1号

落札金額

249,687,900円

契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

入札の公告を行った日

平成19年5月22日

埼玉県告示第千二百六十四号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ア 浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、大宮東警察署、大宮西警察署及び岩槻警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

イ 蕨警察署、川口警察署、武南警察署、草加警察署及び古川警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

ウ 上尾警察署、春日部警察署、越谷警察署及び久喜警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

エ 朝霞警察署、新座警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署及び狭山警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

オ 西入間警察署、東松山警察署及び熊谷警察署の放置車両確認事務委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

入札説明書及び仕様書による。

(5) 入札方法

埼玉県

入札は、1(1)アからオまでの区分ごとに行う。また、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、提案書、説明書及びその添付書類(以下「提案書等」という。)並びに入札書を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づく更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる株式会社の変更事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更正計画認可の決定があった場合においては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合においては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(7) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(8) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦し、支持し、又は反対することを主たる目的としていない者であること。

(9) 公告日より過去2年以内において業務に関して刑に処せられたことがない者であること。

(10) 任録書に示す業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(11) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の登録を受けている者であること。ただし、同法第51条の9の適合命令を受け、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。

(12) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「建築物の管理に関する業務」のA又はB等級に格付けされている者であること。

3 入札説明会

(1) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎5階502会議室 平成19年8月20日(月) 午前9時30分

(2) 参加手続

入札説明会参加希望者は、次のアからエまでの事項を8月16日(木)午後5時までに「放置車両確認事務委託契約の入札説明会に参加」する旨を記載して下記(3)にフクシミリで送付すること。入札参加希望者は、可能な限り入札説明会に参加すること。ただし、入札説明会に参加できない者は、下記(3)に連絡の上、指示を受けること。

ア 埼玉県内の事務所の住所

イ 法人名

ウ 出席者氏名(原則として出席者は各社1名とする。)

エ 連絡先(電話番号・フクシミリ番号)

(3) 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部会計課 調度第一係 佐藤 裕弘 電話048-832-0110(内線2245・2246) フクシミリ048-824-4607

4 入札手続等

(1) 入札参加資格審査

ア 入札参加資格審査申請書の提出

この入札に参加を申し込む者は、次の(ア)から(ウ)までの書類を持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

- (ア) 入札参加資格審査申請書
- (イ) 入札参加資格を満たしている旨の誓約書
- (ウ) 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を納付していることを証明する書類の写し(提出できない場合は、その理由を示した書類)

イ 入札参加資格審査申請書等の提出場所及び提出期限

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部会計課調度第一係 平成19年9月7日(金) 午後5時必着

(2) 提案書等の提出場所及び提出期限

埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部交通部駐車対策課駐車対策第二係 平成19年9月14日(金) 午後3時

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の提案書等のおて先及び受領期限

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区二ツ宮883番地 埼玉県警察本部交通部駐車対策課駐車対策第二係 平成19年9月13日(木) 午後5時必着

(4) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書等のおて先及び受領期限

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部会計課調度第一係 平成19年10月12日(金) 午後5時必着

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎6階入札室 平成19年10月15日(月) 午後1時30分

(6) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(8) 入札者に要求される事項

入札者は、4(1)において資格があることの確認を受けた上で、提案書等を4(2)又は4(3)により、入札書を4(4)又は4(5)により、それぞれ封印して提出しなければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(9) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

ウ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

(10) 契約書作成の要否

要

5 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法

ア 次の(ア)及び(イ)の事項のすべてに該当する入札者のうち、総合評価による数値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案書等が別表の基礎審査項目その他の入札説明書で指定する必須の要求要件をすべて満たしていること。

イ 総合評価による数値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に關係のない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 提案書等の内容に対して、委任事務遂行上の必要性及び重要性的観点から評価項目を設定し、それぞれの項目ごとに配分された点数の範囲内で点数化を行う。

イ 総合評価は、各評価項目(別表のとおり)の得点の合計点(評価点)と当該入札者の入札価格を得点化した数値(価格点)とを合算した総合数値(合計点)をもつて行う。

ウ 評価項目、点数配分等について定めた総合評価の基準（落札者決定基準）については、入札説明書による。

別表

評価項目	審査対象	基 礎 審 査 項 目
全体	公安委員会の登録	道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項に規定する埼玉県公安委員会の登録を受けていること。
利害関係・公共性	提出書類	法人の目的や事業の内容が適切に記述されている。
遂行体制	提出書類	放置車両確認事務についての費用の積算根拠に誤りがなく、市場価格との極端な乖離がない。
		複数契約に入札している場合を含めて、予定統括責任者の重複がない。
指導・教育体制	提出書類	仕様書の要求する水準以上で、実現可能な研修計画を提案している。
		放置車両確認事務の趣旨を理解した、実現可能な自主検査体制を提案している。
業務監査	提出書類	実現可能な社会貢献・地域貢献活動についての計画を提案している。
社会貢献	提出書類	放置車両確認事務の趣旨を理解した、実現可能な研修計画を提案している。
情報管理	提出書類	放置車両確認事務の趣旨を理解した、実現可能な研修計画を提案している。
トラブル対応・苦情処理	提出書類	複数契約に入札している場合には、他の契約に対して提出した駐車監視員資格者一覧表との重複がない。
組織基盤	提出書類	

埼玉県公営企業法第七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年八月十日

埼玉県公営企業管理者 今井大輔

1 工事概要等

(1) 工事名

19新改第301号監視制御システム更新工事

(2) 工事場所

埼玉県三郷市南蓮沼地内外1か所

(3) 工期

契約確定の日から平成22年3月25日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

- ア 中央監視制御装置 一式
- イ 分散制御装置 一式
- ウ 現場監視操作盤 一式
- エ 無停電電源設備 一式
- オ 建築付帯設備 一式
- (6) 入札手続等の方法

この工事は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う工事である。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者はシステムにより入札参加を行うこと。入札に関する情報は次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア アドレス

[#### イ 掲載期間](https://ebidwww.jk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF_000>ShowAction</p>
</div>
<div data-bbox=)

平成19年8月10日（金）から

平成19年9月28日（金）まで

2 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 入札参加を希望する者は次に示す期間内にシステムにより競争参加資格確認申請書に「ダイレクト入札参加申請書.pdf」ファイルを添付し提出する。
- 提出期間
平成19年8月17日(金) 午前9時00分から
平成19年8月27日(月) 午後5時00分まで
- (2) システムにより入札参加を行うことができない場合は、紙入札方式参加申請書を提出すること。提出先等は次のとおりである。
- ア 提出先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札企画室
- イ 提出方法
書留郵便又は簡易書留郵便によること。
- ウ 提出期間
上記(1)に示すとおり。
- 3 入札執行の日時等
変更する場合がある。この場合は、システム又はフラクシミリで通知する。
- (1) 入札書提出期間
平成19年9月18日(火) 午前9時00分から
平成19年9月20日(木) 午後5時00分まで
- (2) 開札日時
平成19年9月21日(金) 午後1時00分
- 4 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 次の要件を満たすこと。
- ア 単体企業であること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ウ 埼玉県公営企業財務規程(昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。)第120条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けて

- いる者を除く。
- オ この工事の公告日から開札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- カ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による電気工業業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- キ 経常建設共同企業体でないこと。
- ク 平成17年度及び平成18年度に完成した埼玉県発注工事のうち電気工業業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても70点以上の者であること。
- ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。
- ケ 電気工業業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の経営事項審査を受け、その総合評点が1,000点以上であること。ただし、当該経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記エただし書に該当する者にあつては、手続開始決定の日以降のものであること。
- なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成19・20年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たつては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。
- (2) 施工実績
契約の締結日にかかわらず平成9年8月1日から平成19年7月31日までの間に、全体計画処理水量50,000立方メートル/日以上の浄水場又は下水道終末処理場において、電気計装設備の新設又は更新工事を元請として完成させた実績を有すること。ただし、特定企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。
- (3) 配置予定技術者
- ア 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に従つて本工事に専任で配置することができること。
- (イ) 電気工業業に係る監理技術者資格者証を有し、浄水場又は下水道終末処理場において、電気計装設備の新設又は更新工事の現場代理人、主任技術

者又は監理技術者として従事した実績を有する者。

(4) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

イ 配置予定の技術者は、その者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

エ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は監理（主任）技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない（重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。）。

オ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

5 入札参加資格の有無の確認
埼玉県建設工事請負一般競争入札（事後審査型）試行要綱に基づき開札後に確認する。

6 設計図書等
設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）の電子ファイルは、システムに登録する。

7 設計図書等に関する質問
設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又はフックシミリにより提出すること。

(1) 受付期間
平成19年8月10日（金）午前9時00分から
平成19年9月3日（月）午後5時00分まで

(2) フックシミリの送付先
埼玉県総務部入札企画室 フックシミリ048—830—4727

(3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、システムによる掲示により平成19年9月7日（金）までに回答する。

8 郵便入札
入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合

は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

(1) 提出先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室

(2) 提出方法
書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(3) 提出期間
上記3(1)に示すとおり。

9 現場説明会
開催しない。

10 入札に関する注意事項
(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類
ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書とともに提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数
ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) その他
ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。
イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより落札者を決定する。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。
オ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行し

ないことがある。

(5) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者がした入札

(イ) 明らかに連合によると認められる入札

(ウ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札

(エ) 入札時提出書類を提出しない者がした入札、所定の方法による入札、その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

(オ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
イ 次のいずれかに該当する郵便入札は無効とする。

(ア) 入札者の押印のない入札書による入札

(イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

(ウ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札

(エ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

(オ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(カ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札

(キ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札

11 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)

12 支払条件

(1) 前金払

する(その金額は契約金額の40%以内とし、1万円未滿の端数は切り捨てる。)
ただし、継続事業にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する(その金額は契約金額の20%以内とし、1万円未滿の端数は切り捨てる。)
ただし、継続事業にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 入札保証金

本工事は入札ポンド制度の導入を試行する工事であり、入札保証金の取扱いには次のとおりとし、財務規程第123条第2項第2号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額(1円未滿の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未滿の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。)の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書(以下「依頼書」という。)に必要事項を記入し、次の場所にフアクシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、依頼書を持参した場合は受理しない。依頼書に記載された依頼者の住所あて着払いの宅配便にて送付する納付書兼領収書により納付すること。

(ア) 提出先

〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼1番地 埼玉県新三郷浄水場技術部技術第一担当 電話048-953-6565 フラクシミリ048-953-6540

(イ) 依頼書提出期間

平成19年8月31日(金) 午前9時00分から
平成19年9月18日(火) 午後5時00分まで

ウ 納付期限

平成19年9月19日(水)

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にフлакシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(ア) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務一部入札企画室 電話048-830-2721 フラクシミリ048-830-4727

- (イ) 提出締切
平成19年9月20日(木)午後5時00分まで(必着)
次のとおり有価証券を担保として持参により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。
なお、その価値は、債権金額と同額とする。
- (ロ) 対象となる有価証券
 - ア 利付国債
 - イ 埼玉県債
- (ハ) 提出先
〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼1番地 埼玉県新三郷浄水場技術部技術第一担当 電話048-953-6565 ファクシミリ048-953-6540
- (ニ) 提出締切
平成19年9月20日(木)午後5時00分まで
- (ホ) 次のいずれかに該当する者は入札保証金の納付を免除する。
 - (イ) 保険会社との間に埼玉県(埼玉県公営企業管理者)を被保証者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送又は宅配便により上記エ(イ)に示す提出先に同エ(イ)に示す期限までに提出した者
 - (ロ) 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記エ(ロ)に示す提出先に同エ(ロ)に示す期限までに提出した者
- (ヘ) 落札者以外の人札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。
なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。
また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

- 2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。
- ア 落札者は契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。
- イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。
 - ア なお、その価値は、債権金額(ウ)にあっては、保証金額)と同額とする。
 - (イ) 利付国債
 - (ロ) 埼玉県債
 - (ハ) 金融機関又は保証事業会社の契約保証証書
- ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。
 - (イ) 保険会社との間に埼玉県(埼玉県公営企業管理者)を被保険者とする履行保険契約を締結した者
 - (ロ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他公営企業管理者が指定する金融機関と、埼玉県(埼玉県公営企業管理者)を債権者とする工事履行保証契約を締結した者
- エ 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
- (4) 落札者の決定方法
埼玉県建設工事請負一般競争入札(事後審査型)試行要綱に基づき落札者を決定する。ただし、次のいずれかに該当する入札を行った者はこれを落札者としなない。
 - ア 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札
 - イ 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる入札
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(8) この公告に関する問い合わせ先
 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室 電話048-830-2721(直通) ファクシミリ048-830-4727

14 Summary

(1) Nature of Services Required:

Updating the computer-based supervisory control Systems of the Shimmisato Water Filtration Plant.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system, registered mail or in person : from 9 : 00 a.m., September 18, 2007 until 5 : 00 p.m., September 20, 2007

(3) Contact Information :

Bidding Services Planning Office, General Affairs Department Saitama Prefectural Government Takasago 3-15-1, Saitama-shi, Saitamaken 330-9301
 Ph.048-830-2721
 Fax : 048-830-4727

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告する。

平成十九年八月十日
 埼玉県朝霞県土整備事務所長 吉田 耕三

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

埼玉県志木市幸町三丁目三番二十三号
 岡部 栄治

二 建築協定区域

埼玉県志木市幸町三丁目西原特定土地区画整理事業五十街区一―一画地ほか

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第六号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月十日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

一 許可番号

平成十九年六月二十二日

第一九〇〇一一二号

二 検査済証番号

平成十九年八月一日

第一九〇〇六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字長谷字十四ノ谷一五九一―一九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都多摩市桜ヶ丘三―一七―一〇
 吉武 幸雄

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百一十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月十日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

一 許可番号
 平成十九年七月二十三日
 第一九〇〇五四〇号

二 検査済証番号
 平成十九年八月二日
 第一九〇〇七三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字新宿
 三六八九―八、三七一六―二、三七一六―二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和光市白子二丁目二番二八号―一〇―一
 金子 斉

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百一十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月十日
 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

一 許可番号

平成十九年七月六日

第一九〇〇四五〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月三日

第一九〇〇七二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字山ヶ谷戸字後谷二二七―一、二二七―二、二二七―六、二二七―一〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上尾市西宮下二丁目四〇九番地

レ イヴスペース一〇二

飯塚 信也

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年七月三十一日

第一九〇〇〇七一号

二 検査済証番号

平成十九年八月六日

第一九〇〇七五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字腰越字大久保二八

〇一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

平成十九年八月十日

比企郡小川町大字奈良梨五七一

門倉 文武

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したので、

公告する。

平成十九年八月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年八月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

平成十九年六月二十六日

第一九〇〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成十九年八月六日

第一九〇〇六三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字腰越字大久保二八

〇一四、二八一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字高谷二四九六一六

九 島田 雅治

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年八月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口 建一

一 道路の種類 県道

二 路線名 深谷嵐山線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	比企郡嵐山町大字太郎丸字丑二一五番二地先から	六・七〇	九・〇〇	一六〇・〇〇	平成十八年一月三十一日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十七号の道路予定区域の一部変更である。
新A	同郡同町大字川島字西耕地一四七三番三七地先まで	一〇・四〇	一三・一〇		
旧B	比企郡嵐山町大字太郎丸字丑一一四番三地先から	九・〇〇	一一・五〇		
新B	同郡同町大字川島字西耕地一四七三番四〇地先まで	九・〇〇	一一・五〇	一四〇・五〇	

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第九号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成十九年八月十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成十九年四月六日	児玉郡上里町大字七本木字三田三七〇三番の四五及び四六	五・〇〇、 五・一〇	八二・〇二九	児玉郡上里町大字七本木三六二七 金井 巧
第二号	同年六月十五日	児玉郡上里町大字大御堂字油免八三五番の二	五・〇〇	一〇八・四八	児玉郡上里町大字神保原町八六九番地一 上里開発株式会社 代表取締役 岡田益雄

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

昭和五十七年埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号(建築基準法に基づく道路の位置の指定について)に係る建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十

二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

平成十九年八月十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木信司

取消番号	取消年月日	取り消した指定に係る道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第四号 (取)一一	平成十九年六月十三日	児玉郡上里町大字神保原町字西台一五〇番の一、一五〇番の五の一部、一五〇番の一五から一五〇番の一八、一五〇番の二〇、一五〇番の二二	六・二〇	四四・九八	児玉郡上里町大字神保原町五三二番地一 山口 清

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五十一号

都市計画法(昭和四十二年法律第一百九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月十日

埼玉県行田県土整備事務所長

並木孝之

- 一 許可番号
平成十九年七月三十日
指令行整第一八〇〇六六一号
- 二 検査済証番号
平成十九年七月三十一日第十二号

- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北埼玉郡大利根町大字外記新田字南組一九〇一七
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

加須市花崎三二二二五デスパシオ
二〇二一
江河 聡・江河 真由子

埼玉県病院事業告示第十五号

W110に基づく政府調達に関する特定の買付を定める調達について、次のとおり一般競争入札に付す。

平成十九年八月十日

埼玉県病院事業総務課 中 澤 豊

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

灯油 JIS1号 730,000ℓ

(2) 納入期間

平成19年10月1日から平成19年12月31日まで

(3) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室818番地 2 埼玉県立精神医療センター

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成16年埼玉県告示第1576号)に基づき、「物品の販売」のA又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 国(公団を含む。)又は地方公共団体と、今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 中井茂 電話048-830-5980(直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。

イ 入手順

(ア) 埼玉県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/>)を開く

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入り口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する

(キ) 「発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

(3) 入札説明会の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課 平成19年8月24日(金) 午前10時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県病院局経営管理課 平成19年9月20日(木) 午前11時

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 平成19年9月19日(水) 午後5時(必着)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉

県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の認定を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規程(平成14年病院事業管理規程第9号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

(8) 入札参加資格の付与

2の(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要書類を添付し

て、埼玉県出納局物品管理課登録担当(電話048-830-5775(直通) 千330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kerosine JIS(No.1) 730,000 ℓ

(2) Time-limit for tender : 11 : 00 a.m.20, september, 2007.(bidding by registered mail must be received by 5 : 00 p.m.19, september, 2007)

(3) Contact Infomation : Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan, Telephone : 048-830-5980

発行日	毎週 火曜日・金曜日	購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)	発行者	埼玉 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 〇四八―八二四―二二二一(代表)	県	埼玉県 埼玉県ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm	印刷所	関東 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二二九〇(代表)
-----	---------------	------	------------------------	-----	---	---	--	-----	---